

○京丹波町開発及び土砂の埋立て等に関する条例

令和6年12月20日

条例第21号

京丹波町の環境保全等に関する条例(平成17年京丹波町条例第132号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「都計法」という。)第3章第1節及び都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「政令」という。)第3章第1節の規定に基づく開発行為等の規制に関する事項並びに森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2の規定に基づく開発行為の許可に関する事項並びに宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という。)第4章及び第6章の規定に基づく工事等の規制に必要な事項を定めるとともに、その他開発許可等に関し必要な事項を定めることにより、京丹波町における無秩序な開発行為、建築行為及び土砂の埋立てを防止し、京丹波町民の安全で快適な生活環境を保全する条例(平成17年京丹波町条例第131号。以下「生活環境を保全する条例」という。)に基づく計画的で秩序ある住みよいまちづくりの推進を図り、当該区域及びその周辺地域における災害の発生を未然に防止するとともに、本町における良好な都市環境の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (2) 開発行為 次に掲げる全ての行為をいう。
 - ア 都計法第4条第12項に規定する開発行為
 - イ 盛土規制法第2条第2号に規定する土地の形質を変更する行為
 - ウ その他町長が特に必要と認める行為
- (3) 建築行為 次に掲げる全ての行為をいう。
 - ア 建築基準法第2条第13号に規定する建築
 - イ 建築物を建築する行為又は建築基準法第87条第1項に規定する建築物の用途を変更する行為
 - ウ 建築基準法第88条第1項及び第2項に該当するものを設置する行為
- (4) 土砂等 土地の埋立て、盛土及び堆積の用に供するもので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物の範囲に属さない全てのもの
- (5) 土砂等による土地の埋立て行為 土砂等により土地の埋立て、盛土及び堆積する行為
- (6) 開発行為等 開発行為、建築行為及び土砂等による土地の埋立て行為
- (7) 事業者 開発行為等を行おうとする者又は開発行為等を行う者
- (8) 町民 町内に住所を有する者、町内で事業を営む者及び町内に土地又は建物を所有し又は占有する者
- (9) 工事施行者 事業者から開発行為等に関する設計、施工、監理その他工事等を請け負った者又は当該請負工事等の下請負をする者
- (10) 開発区域 開発行為等を行う土地の区域
- (11) 周辺住民 開発区域の属する区・自治会の者
- (12) 近隣住民 開発区域の付近において土地又は建物を所有し又は占有する者
- (13) 公共施設 都計法第4条第14項に規定する公共施設
- (14) 公益施設 教育施設、環境衛生施設、行政施設、福祉施設、上水道、交通安全防犯施設、集会所その他開発行為等に伴い公益上必要となる施設
- (15) 都市施設 都計法第11条第1項に規定する施設
- (16) その他用語の定義については、都計法において使用する用語の例による。

(適用範囲)

第3条 この条例は、京丹波町内において行われる次の各号に掲げる開発行為等について適用する。

- (1) 面積が500平方メートル以上の開発行為等
 - (2) 計画戸数が3戸以上の建築行為
- 2 一敷地として土地利用する開発行為及び隣接して行われる複数の開発行為(以下「一体的な開発行為」という。)は、その一体的な開発行為全体の面積で許可の要否を判断することとし、一体的な開発行為の面積の取扱いについては、別で定める開発行為等技術基準(以下「技術基準」という。)に定めるものとする。

(適用除外)

第4条 前条の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する事業に対しては、この条例は適用しない。

- (1) 国、地方公共団体その他の公共団体が行う事業
 - (2) 都計法第29条第1項第2号から第11号まで及び同条第2項に規定する行為
 - (3) 開発行為等の面積が3,000平方メートル未満で、事業者が、専ら自己の居住の目的で行う一戸建ての専用住宅1戸又は建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第130条の3に規定する第1種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅1戸の建築を目的とした行為
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、公益性がある事業で、町長が認めるもの
- (協議及び同意)

第5条 [第3条](#)の開発行為等を実施しようとする事業者は、関係法令に定める手続を行う前にこの条例に定める各項目について、あらかじめ町長が指定した書式により申し出て公共公益施設等の基本計画及び費用負担等について協議し、その同意を得なければならない。

2 町長は、開発行為等に同意する場合、環境の保全及び災害の防止等を図るため、必要な条件を付することができる。

3 町長は、開発行為等に同意する場合、必要に応じ京都府等関係機関の指導及び助言を得るものとする。
(計画の変更)

第6条 事業者は、[前条](#)の規定による協議及び開発行為等の内容を変更しようとする場合は、再度町長と協議し、同意を得なければならない。

2 [前項](#)の規定は、次に掲げる開発行為の事業計画を変更しようとする場合は適用しない。

(1) [都計法第35条の2](#)に規定する軽微な変更該当するもの

(2) 規則に定める特段審査を要しない構造物等の位置の変更

3 [第1項](#)の規定について、次に掲げる建築行為の事業計画の変更をしようとする場合は適用しない。

(1) 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日

(2) 工事施行者の変更

(3) 建築物の間取りの変更で、戸数の変更を伴わず、かつ、建築面積の増減部分の面積が建築面積全体の1割を超えないもの

4 [前2項](#)に定める変更を行おうとする事業者は、規則で定める様式によりその旨を町長に届け出なければならない。

(公共施設及び公益施設整備の原則)

第7条 事業者及び工事施行者(以下「事業者等」という。)は、開発行為等に伴い必要となる公共施設を別に定める技術基準及び関係条例並びに関係法令に適合させ、自らの負担において整備しなければならない。

2 事業者等は、開発行為等に伴い必要となる公益施設のうち、町長が指示するものについては、技術基準及び関係条例並びに関係法令に適合させ、自らの負担で整備しなければならない。

(工事完了及び公共施設及び公益施設の検査)

第8条 開発行為等の同意を得た事業者等は、当該開発区域(開発区域を工区に分けたときは、工区)の全部について当該開発行為に関する工事(当該開発行為に関する工事のうち公共施設に関する部分については、当該公共施設に関する工事)を完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

2 町長は、[前項](#)の規定による届出があったときは、遅滞なく、当該開発行為が協議及び同意の内容に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果当該工事が当該開発行為等の内容に適合していると認めたときは、規則で定める様式の検査済証を当該開発行為の同意を得た者に交付しなければならない。

3 事業者等は、[前項](#)の規定に基づく検査の結果、不備な箇所がある場合は、自己の負担と責任において整備し、再検査を受けなければならない。

(公共施設及び公益施設の帰属)

第9条 事業者等が開発行為等の工事により本町に引き継ぐこととして協議の整った公共施設及び公益施設を設置したときは、[都計法第39条](#)の規定を準用し、本町の管理に属するものとする。ただし、[同条](#)の定めのないものについては、[次の各号](#)に掲げるとおりとする。

(1) 公共施設、公益施設及びその施設の用地で本町に帰属することとなるものは、町長が指示する時期までに自らの負担において行わなければならない。

(2) 所有権移転登記に当たっては、その実測面積と公簿面積が合致するよう所定の手続を終えなければならない。

(3) 抵当権等の設定がある場合は、登記手続を行うまでに抹消しなければならない。

(4) 公共施設及び公益施設の境界は、コンクリート杭又は金属プレート等で明確にしなければならない。

2 事業者等は、[前項](#)の規定による協議により町が引き継ぐこととなる公共施設及び公益施設について、その移管手続が完了するまでの間、当該施設の維持管理責任を負わなければならない。

3 事業者等は、[前項](#)の規定により町に移管した公共施設及び公益施設について、町長が必要と認めるものについては、町長が指示する期間、当該施設の維持管理を行わなければならない。

4 事業者等は、[第2項](#)の規定により町に移管した公共施設及び公益施設について、移管した日から加算して2年間は、その工事の瑕疵に関し保証するものとし、事業者等の責任に起因する理由により、施設が汚損又は破損した場合には、事業者等の責任において補償しなければならない。

5 事業者等は、自らが管理する施設の維持管理を民間管理会社又は自治会等に委託した場合は、その維持管理責任の所在を明らかにしなければならない。なお、その証となる書類の写しを町長に提出しなければならない。

(土地利用計画)

第10条 土地利用計画に当たっては、その前提となる京丹波町総合計画等上位計画に基づき、土地利用の区分を明確にし、開発区域内の人口計画、各種の都市施設の計画及びその配置について検討し、土地の合理的利用を図るものとする。

- 2 前項の場合において道路、公園その他の施設に関する都市計画が定められているときは、その都市計画に適合して定められていなければならない。

(地域住民及び関係機関との調整)

第11条 事業者等は、開発行為等の施行に際しては、災害の防止及び公害の防止並びに住民の生命財産の保護を図り、公共の福祉のために最大の努力を払わなければならない。

- 2 事業者等は、開発行為等の計画について、あらかじめ地元区長、周辺及び近隣住民に対し説明会等により必要な調整を図り、理解を得るとともに、関係機関と必要な協議を行い、開発行為等の施行に際し紛争等が生じないようにしなければならない。なお、その経過及び結果等を同意書等により町長に報告しなければならない。ただし、必要十分な協議を行ったにもかかわらず関係住民又は関係機関が正当な理由なくして開発行為等に同意しないことが証明されたときは、この限りでない。

(自然の保護)

第12条 事業者等は、良好な居住環境の形成を図るため、現状の樹林、池泉等の自然的素材を生かすものとし、併せて自然環境等の保護、保全に努め、斜面についても地区住民が自然を享受できるよう設計を措置するものとする。

- 2 事業者等は、生活環境を保全する条例を遵守し、良好な居住環境の形成を図るため、現状の自然環境等の保護、保全に努め、入居者及び周辺住民が自然を享受できるよう努めるものとする。

(公害の防止)

第13条 事業者等は、環境基本法(平成5年法律第91号)第2条に規定する公害を未然に防止するため、京都府環境を守り育てる条例(平成7年京都府条例第33号)及びその他公害関係法令等に定める規定を遵守しなければならない。

- 2 事業者等は、開発行為等に起因して災害・公害・電波障害・水質汚濁等の被害を周辺及び地域住民並びに関係機関に与える、又は与えるおそれがある場合は、開発行為等を中止し、関係法令所管部署の指示、指導を受け、事業者等の責任によりその原因の除去等、問題の解決に当たらなければならない。

- 3 事業者等は、当該開発行為等に起因して生じた公害による被害の補償について、全ての責任を負わなければならない。

(防災計画)

第14条 防災計画においては、地形、地質、過去の災害等の調査を十分に行い、宅地として安全な状態に維持できるよう考慮し、開発区域及びその周辺地域に災害が発生しないよう計画しなければならない。

- 2 事業者等は、開発行為等の施行に当たり、崖崩れ又は土砂の流出等による災害防止のため、地域の土質、周辺地域の水利等必要な調査を行い、事前に防止する適切な措置を講じなければならない。

(文化財関係)

第15条 事業者等は、文化財及び埋蔵文化財包蔵地並びにその周辺において開発行為等を行う場合は、事前に京丹波町教育委員会と協議し、文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定による手続を行い、その指示に従わなければならない。

- 2 前項又は前項に規定する地域以外の地域で開発行為等に伴い埋蔵文化財等を発見した場合は、直ちに工事を中止し、京丹波町教育委員会に届け出てその指示を受けなければならない。

(工業地関係)

第16条 工場の建設を主とする開発行為等においては、予定される工場等の配置を考慮して効率的な街区及び規模を計画するものとする。この場合において、当該開発行為により、周辺区域の居住環境を阻害しないよう業種の選択等を考慮するものとする。

(道路関係)

第17条 事業者等は、当該開発区域内にある道路の取扱いについて、造成工事着手前に所定の手続を完了するものとする。

- 2 事業者等は、進入道路及び当該開発区域内の道路並びに開発区域外との連絡道路を新設し、又は改良する必要がある場合は、事業者等において施行しなければならない。その細目については、町長と協議するものとする。

- 3 事業者等は、前項により新設し、又は改良した道路について別に定める技術基準に基づき工事完了検査までに全面舗装しなければならない。

- 4 事業者等は、当該開発区域内の既設の農林道がある場合は、当該管理者と協議の上自己の責任においてその機能を確保しなければならない。

- 5 事業者等は、建築基準法に基づく位置指定の道路についても別に定める技術基準により施行しなければならない。

- 6 区画街路は、各住宅へ直接面する街路であるため通過交通を避け、幹線道路及び補助幹線街路との接続が少なくなるよう計画するものとする。

(公園及び緑地関係)

第18条 事業者等は、当該開発区域内に公園、緑地、広場及び子供の遊び場等の公共の用に供する空地(以下「公園等」という。)の面積の合計を当該開発区域面積の100分の3以上を確保するものとする。ただし、開発区域の

規模が3,000平方メートル以下については、開発規模に応じて協議するものとする。なお、事業者等は、開発区域内の緑化計画についても協議しなければならない。

2 公園等の整備については、別に定める技術基準により町長と協議の上、事業者等が施行するものとする。

(消防水利関係)

第19条 事業者等は、当該開発区域内に消防庁の定める消防水利基準に基づき必要な消火栓又は貯水槽を設置しなければならない。

(ため池施設関係)

第20条 事業者等は、当該開発区域内にため池が存在する場合には従前の機能に支障を生じないよう保全するとともに、町長の指示を得て、これを緑地又は公園として整備しなければならない。ただし、事業計画上ため池の埋立てを必要とする場合は、関連用排水を含め当該管理者及び関係権利者の同意を得るとともに、町長の指示を受けなければならない。

(河川及び排水関係)

第21条 事業者等は、当該開発区域内から流出する下水(雨水及び汚水)等を排出するのに必要な施設について集水区域を勘案の上設置するものとし、下水は分流として処理するものとする。

2 事業者等は、宅地開発による湛水の疎通及び当該開発区域内の用排水に必要な施設を設置し、又は改修しなければならない。

3 事業者等は、当該開発区域外の用排水に必要な施設の設置又は改修を必要とする場合は、上流を含め排水可能な地点まで施行するものとする。

4 事業者等は、用排水施設の設置に当たっては、土地改良区等の水利関係団体の管理者及び河川管理者の同意を得るとともに町長と協議の上施行するものとする。

5 事業者等は、既設水路が私有水路である場合又は権利関係が設定されている場合は、管理者の同意を得て自己の責任においてその機能を確保しなければならない。

6 事業者は、し尿処理を伴わない家庭雑排水のみの放流であっても、放流先の水路等が農業用水に関係ある場合は、当該水路等の管理者の同意を得るとともに、家庭雑排水の放流により迷惑をかけない対策をとるものとする。

7 開発事業の施行に伴い町長が河川の改修を必要と認める場合、事業者等は、開発区域の内外にわたり必要な河川改修を行うものとする。その場合において、地形その他立地上可能なときは、その河川の改修の全部が完成するまでは、下流の被害を防止するための流出量調節施設を設けるものとする。

8 事業者等は、下流河川水路等の改修が大規模なものについては、町長と協議の上改修事業費を負担するものとする。

9 事業者等は、町長が第1項及び第2項の用排水施設を単独で施行することを要しないと決定した場合は、町長と協議の上他の事業者等と協同で実施し、又は施行に要する費用を分担するものとする。

(給水施設関係)

第22条 事業者等は、基本計画を策定するに当たり、開発に伴う給配水に関する基本的事項について、町長と協議し、その同意を得なければならない。

2 京丹波町水道事業給水区域外その他やむを得ず自己による簡易水道又は専用水道等により給水する場合で水道法(昭和32年法律第177号)の適用を受ける場合は、これらの法令に基づく認可申請の前に町長と協議し、これらの法令に基づく認可等を行う権限を有する者から認可を受け、その認可書の写しを提出しなければならない。

3 事業者等は、当該開発区域内の給水施設及びその施設の維持管理について、町長と協議しなければならない。

(環境衛生関係)

第23条 事業者等は、当該開発区域内におけるし尿の処理については、町長と協議の上、次の各号のいずれかによるものとする。

(1) 水洗方式 し尿浄化槽によるもの

(2) 下水道方式 下水道法(昭和33年法律第79号)の規定による終末処理によるもの

2 水洗方式により処理する場合には、監督官庁の定める形式基準によるものとし、処理水の放流については、放流先の用排水路等の地元水利関係団体等の放流同意を得るとともに、維持管理の方法、責任者等について明確にし、事業者等又は使用者において行うものとする。その必要な事項は、町長の指示によらなければならない。

3 下水道方式により処理する場合は、別に定める技術基準に基づき事業者等において行うものとする。

4 ごみ集積場所は、定点収集方式とし、町長の指示に伴い収集作業に適した位置に設置しなければならない。ごみ集積場所は、衛生上の配慮を十分行い、可燃物、不燃物に区分して設置するとともに、その構造については、町長と協議するものとする。

5 100戸程度以上の開発規模のものについては、入居1月前までに入居計画書を町長に提出するものとする。

(教育施設関係)

第24条 事業者等は、開発区域の規模に応じて別で定める技術基準により学校用地を町に無償提供するものとする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、技術基準とは別に協議するものとする。

(幼児教育施設関係)

- 第25条 幼児教育施設については、通園区域及び幼児の交通の安全を考慮して配置するものとし、別に定める技術基準により幼稚園と保育所用地を町に無償提供するものとする。なお、その必要敷地面積は幼稚園は3,000平方メートル、保育所は3,000平方メートルを標準とする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、技術基準とは別に協議するものとする。
- 2 前項に定める施設は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に定める「認定こども園」に代えることができる。
(行政施設関係)
- 第26条 行政施設については、町長が必要と認める場合には、必要な敷地を確保するものとする。
(集会施設関係)
- 第27条 事業者等は、開発区域の規模に応じて、設置される集会施設は規則によるもののほか、別に定める基準により設置する。
- 2 前項により設置された集会施設の土地は町に帰属するものとし、土地及び施設の管理は当該団地住民組織において行うものとする。
(交通安全関係)
- 第28条 事業者等は、当該開発区域の地形規模等に応じて交通安全施設、防犯施設等を整備するものとし、その施設の種類、設置場所等については、別に定める技術基準によるものとする。
- 2 事業者等は、造成工事を施行する場合は、一般交通に障害及び迷惑を及ぼさないよう安全対策を講じなければならない。土砂、資材等の搬出入については、通行計画、安全対策について搬出入の経過道路のそれぞれの管理者と協議するとともに、町長と協議しなければならない。
- 3 集合住宅の建設を計画する場合には、計画戸数以上の駐車場を設けるものとし、その標準面積は1台当たり15平方メートル(3メートル×5メートル)とする。ただし、土地利用計画上、敷地内に計画戸数以上の駐車場を確保することが困難で、やむを得ないと認められる場合は、不足分を隣接地等に確保するものとする。
(その他公益施設関係)
- 第29条 事業者等は、開発区域の規模に応じ入居者の日常生活に不便を生じないように広報板、防犯灯、郵便ポスト等の施設を計画し、関係官公署等と事前協議の上町長と協議するものとする。
(宅地区画割面積)
- 第30条 事業者は、宅地開発区域における良好な居住環境の確保を図るため1区画の面積は150平方メートル以上とする。
(損害の補償)
- 第31条 事業者等は、開発行為等の施行により生じた損害について、その補償の責を負わなければならない。
(立入り検査)
- 第32条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、職員をして事業区域に立ち入り、当該事業の執行状況等を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入り検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
(監督処分等)
- 第33条 町長は、次の各号のいずれかに該当する事業者等に対し、同意を取り消し、若しくはその開発行為等の中止を命じ、相当の期限を定めて原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難な場合にこれに代わるべき必要な措置を命ずることができる。
- (1) この条例の規定に違反した者
- (2) 偽りその他不正な手段により開発行為等(開発行為等の変更を含む。以下同じ。)の同意を得た者
(報告、勧告等)
- 第34条 町長は、同意を得た事業者等に対し、この条例の施行のため、必要があると認めるときは、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告若しくは助言をすることができる。
- 2 町長は、事業者等が前項の規定による勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、期限を定めて、必要な措置を命ずることができる。
(代執行)
- 第35条 町長は、前2条の規定による命令、報告及び勧告等を受けた事業者等が指定された期間内に命ぜられた措置を履行しない場合は、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところにより、自ら事業主等が行うべきことを行い、又は第三者をしてこれを行わせ、その費用を事業者等から徴収することができる。
(事業の承継)
- 第36条 譲渡、相続、法人の合併若しくは分割その他これに準ずる方法又はその他事情により、開発行為等又は当該開発行為等に係る設計、施工、監理その他工事等の業務を承継した者は、事業者等の地位を承継するものとする。
- 2 前項の規定により事業者等の地位を承継した者は、開発行為等の同意日以降、工事完了検査日までに、その旨を町長に届け出なければならない。
(本町で定める技術的基準)

第37条 この条例に定める公共施設、公益施設等についての基準は、次の各号の基準に適合しているもののほか、別に定める技術基準のとおりとする。

- (1) 都計法第33条の規定による開発許可の基準
- (2) 森林法第10号の2の規定による開発許可の基準及び林地開発許可制度取扱要領の運用基準
- (3) 宅地造成及び盛土規制法第13条及び第31条の規定による許可の基準
- (4) 京都府 開発許可に関する技術的基準
- (5) 京都府 開発行為において設置する擁壁の構造指針
- (6) 京都府 重要開発調整池に関する技術的基準
- (7) 京都府 都市計画法開発許可申請の実務
(雑則)

第38条 第22条の規定に係る最終的な協議は、他の条項による協議が全て整った上で、水道事業管理者としてこれを行うものとする。

2 町長は、この条例に従わない事業者に対し、又はこの条例に基づく全ての協議が成立しない場合は、開発行為等に必要な協力を行わないものとする。

(覚書の交換)

第39条 この条例に基づき協議を行った結果、合意に達した場合は、覚書を交換するものとする。

(罰則)

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第5条第1項又は第6条第1項の規定による町長の同意を得ずに開発行為等を行った者
- (2) 第33条又は第34条第2項の規定による命令に違反した者

第41条 第32条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、3万円以下の罰金に処する。

第42条 次の各号のいずれかに該当する者は、1万円の罰金又は科料に処する。

- (1) 第6条第4項の規定による届出のうち、第6条第2項第1号の規定に定める変更を行おうとする場合の届出を行わずに開発行為を行った者、又はその届出について虚偽の届出をした者
- (2) 第36条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(両罰規定)

第43条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑罰を科する。

(委任)

第44条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、この条例による改正前の京丹波町の環境保全等に関する条例又は、京丹波町都市計画区域内における宅地開発等に関する指導要綱(平成17年京丹波町告示第84号。以下「指導要綱」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 第40条第2号の規定は、指導要綱第32条に基づく命令が前項の規定により第33条又は第34条第2項に基づく命令とみなされる場合には、適用しない。

4 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。